

広州日本人学校通学バス会則

第1章 名称

本会は『広州日本人学校通学バス会』と称する。

第2章 目的

本会は広州日本人学校の「児童・生徒の登下校の送迎は保護者の責任下で行われる」という原則の下に、本会員の委託により本会員の家族である広州日本人学校児童・生徒が安全かつ妥当な料金で登下校するための通学バスを運営することを目的とする。

第3章 入会資格

本会の会員は広州日本人学校児童・生徒の保護者、及び広州日本人学校教職員とする。

第4章 入会

1. 入会申込書は本会の定める様式にて提出するものとする。
2. 入会は学校長により決定される。又、決定は遅滞なく入会申込者に通告する。
3. 入会申込者は入会決定次第、本会則に定める全ての権利と義務を有するものとする。

第5章 会員の権利及び義務

1. 全ての会員は次の権利を有する。
 - (1) 広州日本人学校へ通学する会員の児童・生徒が通学バスを利用すること。
 - (2) 通学バスの運行・安全等の改善のために自由に意見を述べること。
 - (3) 総会に出席すること。
 - (4) P T A通学安全担当に推挙されること。
2. 全ての会員は次の義務を有する。
 - (1) 指定日までにバス代金を納入すること。
 - (2) 交通事故を未然に防止し、児童・生徒の安全を期するために通学バスの利用ルールを守ること。
 - (3) バス運行中に発生した事故並びに、登下校中に自宅、学校間において発生した事故については、その原因の如何を問わず全ての責任をP T A役員・学校・理事会に対し追及しないこと。
 - (4) 児童・生徒によるバス備品の破損は、当該保護者が相当額を負担すること。
 - (5) バスストップまでの送迎については保護者が全責任を持つこと。
 - (6) 通学安全委員会の決定に従うこと。
 - (7) 通学バス利用ルールを遵守すること。

第6章 会員資格の消滅

1. 本会の定める退会届が提出された場合。
2. 広州日本人学校から転出する場合。
3. 1ヶ月以上にわたるバス代金の滞納がある場合。
4. 義務を著しく怠った場合。(最終判断は通学安全委員会にて行う)
5. 乗車ルールを守らないなど、通学安全委員会の運営に著しく支障を与える場合。

第7章 役員

本会の役員は下記によって構成される。

1. P T A通学安全担当 バス管理 1名
2. P T A通学安全担当 バス運行 1名
3. P T A通学安全担当 バス書記 1名
4. P T A通学安全担当 バス会計 1名
5. 会計監査 2名 (教職員1名、学校事務長1名)

第8章 役員を選出及び任期

「広州日本人学校P T A役員選出規定」に準ずる。

第9章 任務

役員の仕事は次の通り定める。

1. P T A通学安全担当4名は、総会及びバス定例会、ルート委員会に出席する。
2. P T A通学安全担当 バス管理は、主に学校窓口になり、緊急時等は学校と連絡を取り合う。また、バスに関する会議で議案を提唱する。
3. P T A通学安全担当 バス運行は、主にバス会社窓口になり、緊急時はバス会社の通訳を通して連絡を取り合う。また、会員へ報告する。
4. P T A通学安全担当 バス書記は、通学安全委員会等の議事録の作成をする。また、家族送迎無料バスの案内、集計を行う。
5. P T A通学安全担当 バス会計は、バスに関する会計処理及び年度末のバス会計報告書を作成する。また、部活バスの管理を行う。
6. 会計監査は必要に応じて、会計を監査し、P T A総会において監査報告を行う。

第10章 総会

「広州日本人学校P T A会則規定」に準ずる

第11章 通学安全委員会

1. 通学安全委員会は会計監査を除く役員で構成し、議決は出席役員の過半数の同意を必要とする。
2. 通学安全委員会は、必要に応じて臨時会を開く。
3. 通学安全委員会は、通学バスの運行を合理的に且つ公正に行うために次の権限を有する。但し、改正後、速やかに会員へ通知をしなければならない。
 - (1) バス会社との契約交渉
 - (2) バス会員の把握
 - (3) ルート及びバスストップの決定

第12章 バスルート委員及びバスストップ係

1. 本会の円滑な運営を図るためPTA組織のもとに、バスルート委員及びバスストップ係をおく。
2. バスルート委員は、年に三回のルート委員会に出席し、バスストップ係と連携してルート内の会員を取りまとめる。
3. バスストップ係は、登下校時に添乗員のサポートをする。

第13章 運行基本方針

1. 運行ルート、運行時刻は広州日本人学校の行事予定表に従って決定する。ルート及びバスストップの新設と廃止は、バス会社と通学安全委員会で検討する。
2. バスルート、バスストップ設置の基準
 - (1) バスが安全に走行、停車できること。
 - (2) ルート走行が広州市内で原則1時間を越えないこと。
 - (3) バスストップ係が選出できること。但し中学部部活下校バスのバスルート及びバスストップ設置は、この限りではない。

第14章 バス代金

1. バス代金は学校及び通学安全委員会とバス会社で、通学バス請負合意書に定めるとおりとする。
2. バス代金に変更がある場合は、事前に書面にて報告する。
3. 領収書はバス会社により発行され、会員は収据もしくは发票のどちらかを選択出来る。
4. 日割り計算は受け付けない。

第15章 傷害保険

本会としては傷害保険に加入していない。

第16章 改定

本会則は会員の3分の2以上の承認を以って改正することができる。
改訂後はすみやかに会員に報告する。

2018年4月1日 施行